

中間財務諸表等（民間会計基準準拠）

総括

1. 中間財務諸表の作成方法について

当行の中間財務諸表(民間の会計基準に準拠して作成した中間財務諸表)は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)に準拠しております。

前中間会計期間(自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 15 年 9 月 30 日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間会計期間(自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 16 年 9 月 30 日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

なお、当中間会計期間(自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 16 年 9 月 30 日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 16 年 1 月 30 日内閣府令第 5 号)附則第 3 項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

2. 監査証明について

当行は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に準じて、第 5 期中間会計期間(平成 15 年 4 月 1 日から平成 15 年 9 月 30 日まで)及び第 6 期中間会計期間(平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、中間財務諸表の直前に掲げております。

3. 中間連結財務諸表について

当行は、子会社を有していないため中間連結財務諸表は作成しておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月24日

国際協力銀行
総裁 篠沢 恭助 殿

中央青山監



代表社員
業務執行社員 公認会計士

細野康弘



代表社員
業務執行社員 公認会計士

藤井泰博



代表社員
業務執行社員 公認会計士

坂本貴司



当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査に準じて、「経理の状況」のうち「中間財務諸表等（民間会計基準準拠）」に掲げられている国際協力銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際協力銀行の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

中間貸借対照表

(資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第5期中間会計期間末 貸借対照表 (平成15年9月30日)		第6期中間会計期間末 貸借対照表 (平成16年9月30日)		第5期末 要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現 金 預 け 金	591,804	2.80	450,325	2.14	217,328	1.04
有 価 証 券	122,852	0.58	119,840	0.57	120,514	0.58
貸 出 金 1,2,3,4,5,6,8	19,385,247	91.75	19,329,063	91.89	19,306,245	92.64
そ の 他 資 産 12	562,852	2.66	534,048	2.54	704,284	3.38
動 産 不 動 産 10	27,637	0.13	26,616	0.13	27,178	0.13
債 券 繰 延 資 産	2,288	0.01	3,907	0.02	2,707	0.01
支 払 承 諾 見 返	680,401	3.22	845,107	4.02	724,924	3.48
貸 倒 引 当 金	243,600	1.15	274,692	1.31	263,425	1.26
資 産 の 部 合 計	21,129,483	100.00	21,034,217	100.00	20,839,757	100.00

(負債及び資本の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第5期中間会計期間末 貸借対照表 (平成15年9月30日)		第6期中間会計期間末 貸借対照表 (平成16年9月30日)		第5期末 要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
債 券	1,655,889	7.84	1,895,891	9.01	1,561,373	7.49
借 用 金	10,809,174	51.16	9,977,839	47.44	10,392,925	49.87
そ の 他 負 債 9	292,930	1.39	271,286	1.29	246,191	1.18
賞 与 引 当 金	943	0.00	976	0.00	918	0.01
退 職 給 付 引 当 金	18,063	0.08	17,273	0.08	17,429	0.08
支 払 承 諾	680,401	3.22	845,107	4.02	724,924	3.48
負 債 の 部 合 計	13,457,401	63.69	13,008,373	61.84	12,943,761	62.11
資 本 金	7,548,844	35.73	7,748,644	36.84	7,690,144	36.90
国際金融等勘定資本金	985,500		985,500		985,500	
海外経済協力勘定資本金	6,563,344		6,763,144		6,704,644	
利 益 剰 余 金 11	123,237	0.58	277,199	1.32	205,851	0.99
国際金融等勘定準備金	638,582		676,258		638,582	
海外経済協力勘定積立金	20,667		85,490		20,667	
中間(当期)未処理損失	536,012		484,549		453,398	
資 本 の 部 合 計	7,672,081	36.31	8,025,844	38.16	7,895,995	37.89
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	21,129,483	100.00	21,034,217	100.00	20,839,757	100.00

中間損益計算書

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第5期中間会計期間 損益計算書 (自 平成15年4月 1日 至 平成15年9月30日)		第6期中間会計期間 損益計算書 (自 平成16年4月 1日 至 平成16年9月30日)		第5期 要約損益計算書 (自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日)	
	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
経 常 収 益	267,363	100.00	259,613	100.00	527,003	100.00
資金運用収益	263,800		253,822		519,452	
(うち貸出金利息)	(238,616)		(232,858)		(467,635)	
(うち有価証券利息配当金)	(965)		(1,366)		(2,280)	
役務取引等収益	3,149		3,182		6,746	
その他業務収益	-		2,491		309	
その他経常収益	412		116		494	
経 常 費 用	179,619	67.18	166,261	64.04	352,851	66.95
資金調達費用	159,481		140,520		305,501	
役務取引等費用	1,100		1,621		5,754	
その他業務費用	5,740		594		5,123	
営業経費 1	12,988		11,559		24,435	
その他経常費用 2	308		11,965		12,036	
経 常 利 益	87,743	32.82	93,352	35.96	174,152	33.05
特 別 利 益	37,560	14.05	15,673	6.04	33,773	6.40
政府交付金収入 3	15,000		15,000		30,000	
その他	22,560		673		3,773	
特 別 損 失	6	0.00	2	0.00	14	0.00
中 間 (当 期) 純 利 益	125,297	46.87	109,023	42.00	207,910	39.45
前 期 繰 越 損 失	661,309		593,573		661,309	
中 間 (当 期) 未 処 理 損 失	536,012		484,549		453,398	

中間キャッシュ・フロー計算書

(金額単位:百万円)

期 別	第5期中間会計期間 (自 平成15年4月 1日 至 平成15年9月30日)	第6期中間会計期間 (自 平成16年4月 1日 至 平成16年9月30日)	第5期 (自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日)
科 目			
. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
中間(当期)純利益	125,297	109,023	207,910
減価償却費	715	670	1,461
貸倒引当金の増減()額	64,563	11,266	44,737
賞与引当金の増減()額	188	58	163
退職給付引当金の増減()額	26	156	660
資金運用収益	263,800	253,822	519,452
資金調達費用	159,481	140,520	305,501
有価証券関連損益()	186	-	1,992
為替差損益()	117,675	181,112	299,725
動産不動産処分損益()	263	16	674
貸出金の純増()減	441,632	203,391	316,955
債券の純増減()	120,000	287,255	54,212
借入金の純増減()	409,506	415,086	825,756
預け金(現金同等物を除く)の純増()減	323,583	245,219	87,302
資金運用による収入	359,739	259,155	630,355
資金調達による支出	158,496	133,571	321,621
その他	145,770	167,866	319,839
営業活動によるキャッシュ・フロー	41,095	49,776	127,160
. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	239	76	262
有価証券の売却による収入	50	693	635
動産不動産の取得による支出	547	29	842
動産不動産の売却による収入	329	55	858
投資活動によるキャッシュ・フロー	407	642	389
. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
政府出資の受入れによる収入	59,000	58,500	200,300
国庫納付の支払額	26,008	23,748	38,459
財務活動によるキャッシュ・フロー	32,991	34,751	161,840
. 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0	0
. 現金及び現金同等物の増減額	8,511	14,381	35,068
. 現金及び現金同等物の期首残高	117,669	152,738	117,669
. 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	109,157	138,356	152,738

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第5期中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	第6期中間会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	第5期 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同 左	同 左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 同 左 (2) ソフトウェア 同 左	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 同 左
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額の	(1) 貸倒引当金 当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額の	(1) 貸倒引当金 当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額の

	第 5 期中間会計期間 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)	第 6 期中間会計期間 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日)	第 5 期 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日)
	<p>うち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 7,468 百万円であります。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>うち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 18,661 百万円であります。</p> <p>(2) 賞与引当金 同 左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同 左</p>	<p>うち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 18,092 百万円であります。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>

	第5期中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	第6期中間会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	第5期 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
5. 外貨建て 資産及び 負債の本 邦通貨へ の換算基 準	<p>外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「7.ヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は167,255百万円増加、「その他負債」は167,255百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p>	<p>外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「7.ヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「未収収益」は11,310百万円減少、「その他の資産」は307,674百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」は459,846百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は20,531百万円減少、「繰延ヘッジ損失」は8,269百万円減少、「繰延ヘッジ利益」は153,123百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p>
6. リース取 引の処理 方法	_____	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左
7. ヘッジ会 計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によってお ります。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段---金利スワップ	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左

	第 5 期中間会計期間 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)	第 6 期中間会計期間 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日)	第 5 期 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日)
	<p>ヘッジ対象---貸出金、債券 ヘッジ方針</p> <p>金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第 25 号」による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第 25 号」による経過措置を適用しておりましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p>
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
9.(中間)キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 5 期中間会計期間末 (平成 15 年 9 月 30 日)	第 6 期中間会計期間末 (平成 16 年 9 月 30 日)	第 5 期末 (平成 16 年 3 月 31 日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は国際金融等勘定 130 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金(以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 240,189 百万円及び海外経済協力勘定 51,584 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は国際金融等勘定 10,463 百万円及び海外経済協力勘定 19,338 百万円であります。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3 月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 418,988 百万円及び海外経済協力勘定 765,930 百万円であります。(下記 6. 参照)</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は国際金融等勘定 504 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金(以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 267,084 百万円及び海外経済協力勘定 51,584 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は国際金融等勘定 6,340 百万円及び海外経済協力勘定 50,424 百万円であります。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3 月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 355,316 百万円及び海外経済協力勘定 743,680 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は国際金融等勘定 83 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金(以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 216,429 百万円及び海外経済協力勘定 51,584 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は国際金融等勘定 16,032 百万円及び海外経済協力勘定 54,245 百万円であります。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3 月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 385,225 百万円及び海外経済協力勘定 730,673 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、</p>

第5期中間会計期間末 (平成15年9月30日)	第6期中間会計期間末 (平成16年9月30日)	第5期末 (平成16年3月31日)
<p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定669,771百万円及び海外経済協力勘定836,853百万円であります。</p> <p>なお、上記1.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は、IMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成15年9月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定466,232百万円、海外経済協力勘定1,225,426百万円となっています。</p> <p>従来、かかる債権については、貸出条件緩和債権には含めておりませんでした。この取扱いは本行の公的債権者としての特性を反映させるために採用していたものですが、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当中間会計期間より、債務者区分が要注先と</p>	<p>資産自己査定に基づく債務者区分における要注先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定629,246百万円及び海外経済協力勘定845,689百万円であります。</p> <p>なお、上記1.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は、IMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成16年9月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定456,442百万円、海外経済協力勘定1,250,091百万円となっています。</p> <p>かかる債権については、本行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、</p>	<p>資産自己査定に基づく債務者区分における要注先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定617,770百万円及び海外経済協力勘定836,504百万円であります。</p> <p>なお、上記1.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成15年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定463,600百万円、海外経済協力勘定1,251,786百万円となっています。</p> <p>従来、かかる債権については、貸出条件緩和債権には含めておりませんでした。この取扱いは本行の公的債権者としての特性を反映させるために採用していたものですが、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当事業年度よ</p>

第 5 期中間会計期間末 (平成 15 年 9 月 30 日)	第 6 期中間会計期間末 (平成 16 年 9 月 30 日)	第 5 期末 (平成 16 年 3 月 31 日)
<p>なっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定 118,206 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 75,874 百万円)、海外経済協力勘定 765,930 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 554,030 百万円)となっています。</p>	<p>3ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定 92,458 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 86,695 百万円)、海外経済協力勘定 743,680 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 565,842 百万円)となっています。</p>	<p>り、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定 115,380 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 78,955 百万円)、海外経済協力勘定 730,673 百万円(うち繰延べ対象元本残高は 565,183 百万円)となっています。</p>
<p>7. 担保に供している資産はありません。</p>	<p>7. 同 左</p>	<p>7. 同 左</p>
<p>8. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 5,495,015 百万円であります。</p>	<p>8. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 4,950,745 百万円であります。</p>	<p>8. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 5,486,046 百万円であります。</p>
<p>9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 160,084 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 328,710 百万円であります。</p>	<p>9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 8,516 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 156,869 百万円であります。</p>	<p>9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ利益」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 16,328 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 169,900 百万円であります。</p>
<p>10. 動産不動産の減価償却累計額 17,581 百万円</p>	<p>10. 動産不動産の減価償却累計額 18,516 百万円</p>	<p>10. 動産不動産の減価償却累計額 18,024 百万円</p>
<p>11. 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、国際金融等勘定については準備金を、海外経済協力勘定については積立金を積み立てております。</p>	<p>11. 同 左</p>	<p>11. 同 左</p>
<p>12. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当中間会計期間中に概算にて国庫に納付した金額については、中間</p>	<p>12. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当中間会計期間中に概算にて国庫に納付した金額については、</p>	<p>12. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照</p>

第 5 期中間会計期間末 (平成 15 年 9 月 30 日)	第 6 期中間会計期間末 (平成 16 年 9 月 30 日)	第 5 期末 (平成 16 年 3 月 31 日)
貸借対照表上においてその他資産として 6,734 百万円を計上しております。	中間貸借対照表上においてその他資産として 5,257 百万円を計上しております。	表上においてその他資産として 19,185 百万円を資産計上しております。

(中間損益計算書関係)

第 5 期中間会計期間 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)	第 6 期中間会計期間 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日)	第 5 期 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日)												
<p>1 .減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="239 358 558 436"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>605 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>110 百万円</td> </tr> </table> <p>2 .</p> <hr/> <p>3 . 当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されています。この方針の下、今中間会計期間に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 15,000 百万円の交付金が交付されており、これを特別利益(政府交付金収入)に計上しております。</p>	建物・動産	605 百万円	その他	110 百万円	<p>1 .減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="694 358 1013 436"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>549 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>121 百万円</td> </tr> </table> <p>2 .その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 11,962 百万円を含んでおります。</p> <p>3 . 同 左</p>	建物・動産	549 百万円	その他	121 百万円	<p>1 .減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="1149 358 1468 436"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>1,240 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>221 百万円</td> </tr> </table> <p>2 .その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 9,921 百万円、株式等償却 1,924 百万円を含んでおります。</p> <p>3 . 当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されています。この方針の下、今事業年度に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 30,000 百万円の交付金が交付されており、これを特別利益(政府交付金収入)に計上しております。</p>	建物・動産	1,240 百万円	その他	221 百万円
建物・動産	605 百万円													
その他	110 百万円													
建物・動産	549 百万円													
その他	121 百万円													
建物・動産	1,240 百万円													
その他	221 百万円													

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第5期中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	第6期中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	第5期 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成15年9月30日現在 現金預け金勘定 591,804 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 482,647 百万円 現金及び現金同等物 <u>109,157 百万円</u>	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成16年9月30日現在 現金預け金勘定 450,325 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 311,968 百万円 現金及び現金同等物 <u>138,356 百万円</u>	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成16年3月31日現在 現金預け金勘定 217,328 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 64,590 百万円 現金及び現金同等物 <u>152,738 百万円</u>

(リース取引関係)

第5期中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	第6期中間会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	第5期 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)																																																																																		
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>該当ありません。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <table data-bbox="239 1809 571 1908"> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3百万円</td> </tr> </table>	1年内	2百万円	1年超	0百万円	合計	3百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table data-bbox="702 510 1034 654"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産</td> <td>317百万円</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>506百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>823百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却累計額相当額 <table data-bbox="702 689 1034 810"> <tr> <td>動産</td> <td>67百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>101百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>168百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・中間会計期間末残高相当額 <table data-bbox="702 846 1034 967"> <tr> <td>動産</td> <td>249百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>405百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>655百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table data-bbox="702 1003 1034 1124"> <tr> <td>1年内</td> <td>163百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>497百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>661百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table data-bbox="702 1160 1034 1281"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>88百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>83百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存期間を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <table data-bbox="702 1809 1034 1908"> <tr> <td>1年内</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0百万円</td> </tr> </table>	取得価額相当額		動産	317百万円	その他	506百万円	合計	823百万円	動産	67百万円	その他	101百万円	合計	168百万円	動産	249百万円	その他	405百万円	合計	655百万円	1年内	163百万円	1年超	497百万円	合計	661百万円	支払リース料	88百万円	減価償却費相当額	83百万円	支払利息相当額	6百万円	1年内	0百万円	1年超	-百万円	合計	0百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table data-bbox="1158 510 1490 654"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産</td> <td>322百万円</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>506百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>828百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却累計額相当額 <table data-bbox="1158 689 1490 810"> <tr> <td>動産</td> <td>38百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>50百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>89百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・期末残高相当額 <table data-bbox="1158 846 1490 967"> <tr> <td>動産</td> <td>283百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>455百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>738百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料期末残高相当額 <table data-bbox="1158 1003 1490 1124"> <tr> <td>1年内</td> <td>162百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>579百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>742百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table data-bbox="1158 1160 1490 1281"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>95百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>91百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>7百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存期間を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <table data-bbox="1158 1809 1490 1908"> <tr> <td>1年内</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1百万円</td> </tr> </table>	取得価額相当額		動産	322百万円	その他	506百万円	合計	828百万円	動産	38百万円	その他	50百万円	合計	89百万円	動産	283百万円	その他	455百万円	合計	738百万円	1年内	162百万円	1年超	579百万円	合計	742百万円	支払リース料	95百万円	減価償却費相当額	91百万円	支払利息相当額	7百万円	1年内	1百万円	1年超	-百万円	合計	1百万円
1年内	2百万円																																																																																			
1年超	0百万円																																																																																			
合計	3百万円																																																																																			
取得価額相当額																																																																																				
動産	317百万円																																																																																			
その他	506百万円																																																																																			
合計	823百万円																																																																																			
動産	67百万円																																																																																			
その他	101百万円																																																																																			
合計	168百万円																																																																																			
動産	249百万円																																																																																			
その他	405百万円																																																																																			
合計	655百万円																																																																																			
1年内	163百万円																																																																																			
1年超	497百万円																																																																																			
合計	661百万円																																																																																			
支払リース料	88百万円																																																																																			
減価償却費相当額	83百万円																																																																																			
支払利息相当額	6百万円																																																																																			
1年内	0百万円																																																																																			
1年超	-百万円																																																																																			
合計	0百万円																																																																																			
取得価額相当額																																																																																				
動産	322百万円																																																																																			
その他	506百万円																																																																																			
合計	828百万円																																																																																			
動産	38百万円																																																																																			
その他	50百万円																																																																																			
合計	89百万円																																																																																			
動産	283百万円																																																																																			
その他	455百万円																																																																																			
合計	738百万円																																																																																			
1年内	162百万円																																																																																			
1年超	579百万円																																																																																			
合計	742百万円																																																																																			
支払リース料	95百万円																																																																																			
減価償却費相当額	91百万円																																																																																			
支払利息相当額	7百万円																																																																																			
1年内	1百万円																																																																																			
1年超	-百万円																																																																																			
合計	1百万円																																																																																			

(有価証券関係)

前中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成15年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの (平成15年9月30日現在)
該当ありません。
3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成15年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	122,852
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	118,848
非上場外国株式	3,383
非上場地方債	-
非上場社債	-
非上場外国債券	-
その他の国内証券	-
その他の非上場外国証券	620

当中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成16年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの (平成16年9月30日現在)
該当ありません。
3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成16年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	119,840
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	116,417
非上場外国株式	2,808
非上場地方債	-
非上場社債	-
非上場外国債券	-
その他の国内証券	-
その他の非上場外国証券	615

前会計年度末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成16年3月31日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成16年3月31日現在）
該当ありません。
3. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成16年3月31日現在）

(金額単位:百万円)

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	120,514
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	117,110
非上場外国株式	2,791
非上場地方債	-
非上場社債	-
非上場外国債券	-
その他の国内証券	-
その他の非上場外国証券	612

(金銭の信託関係)

前中間会計期間末（平成15年9月30日現在）
該当ありません。

当中間会計期間末（平成16年9月30日現在）
該当ありません。

前会計年度末（平成16年3月31日現在）
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間会計期間末（平成15年9月30日現在）
該当ありません。

当中間会計期間末（平成16年9月30日現在）
該当ありません。

前会計年度末（平成16年3月31日現在）
該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成15年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店 頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成15年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2. 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当中間会計期間からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成15年9月30日現在)
該当ありません。

(4) 債券関連取引 (平成15年9月30日現在)
該当ありません。

(5) 商品関連取引 (平成15年9月30日現在)
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成15年9月30日現在)
該当ありません。

当中間会計期間末

(1) 金利関連取引(平成16年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店 頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成16年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成16年9月30日現在)
 該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成16年9月30日現在)
 該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成16年9月30日現在)
 該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年9月30日現在)
 該当ありません。

前会計年度末

(1) 金利関連取引(平成16年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店 頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成16年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2. 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当会計年度からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成16年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成16年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成16年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) その他

該当事項なし。